

国民スポーツ大会における千葉県代表選手の選考に関する指針

公益財団法人千葉県スポーツ協会

公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の加盟競技団体（以下「競技団体」という。）が行う、国民スポーツ大会における千葉県代表選手（以下「代表選手」という。）の選考にあたっては、以下の内容に十分配慮するものとする。

1. 選考基準の明確化

代表選手の選考にあたっては、選考人数、選考期間、選考対象大会、選考の方法、予選会免除対象者の取扱い、その他選考において考慮すべき事項について、具体的な選考基準を設定すること。

また、選考基準については、競技団体の委員会等で決定され、具体性があり、客観的に公平性・公正性が認められる内容であること。

2. 選考基準の周知及び届出

選考基準については、選手・監督等の関係者に対し、通知又はホームページ等により、広く確認できる方法で余裕を持って事前に周知するとともに、本協会に届け出ること。

3. 選考基準の変更

原則として、選考期間中あるいは選考対象大会開始後に選考基準の変更を行わないこと。なお、やむを得ず変更を行う場合は、すみやかに選手・監督等の関係者へ周知し、十分に理解を得るとともに、本協会に届け出ること。

4. 選考結果の説明責任

選考結果については、選手・監督等の関係者に対し、通知又はホームページ等により、広く確認できる方法で周知すること。

また、選考結果に対する質問や疑義があった場合等の対応窓口を提示し、問合せ等があった場合は、すみやかに対応するとともに、当該者の理解が得られるよう誠意を持って具体的かつ明確な説明に努めるなど適切に対応すること。

本協会は、競技団体によって選考された代表選手が、公益財団法人日本スポーツ協会が定める参加資格及び年齢基準等を満たした者であるかどうかを確認し、国民スポーツ大会実施要項に基づき千葉県選手団を選出するものとする。

本協会の決定した事項に不服の申し立てがあるときは、スポーツ仲裁に関する規程に基づき、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に従って行う仲裁により解決されるものとする。

（令和6年7月5日制定）